

管理番号	資料名	頁	章	節	項	目		項目名	質問事項	回答	回答日
001	技術提案書作成要領	1	2	2.1	(1)			技術提案書の作成	「評価された内容について履行責務が発生する」とありますが、評価いただけなかった内容については履行義務は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月10日
002	技術提案書作成要領	1	2	2.1	(5)			技術提案書の作成	A4とA3が混合する場合は、A3は折ってA4サイズに統一してファイリングしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月10日
003	評価項目及び評価基準(1/2)	1						【提案上の留意点】③	「提出された資料をもとに大阪府が見直し評価を行うことがある」とありますが、履行責務は見直しされた内容に対して発生するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月10日
004	評価項目及び評価基準(1/2)	1						【提案上の留意点】③	見直しされた内容は採否項目の通知で、具体的に提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月10日
005	評価項目及び評価基準(1/2)	1						項目1 加算点の評価方法	「維持管理業務期間終了から12年間における年あたりの削減電力量に応じて評価する」とありますが、履行確認は維持管理業務期間終了後に行うのでしょうか。	業務期間中に、維持管理業務期間終了後における技術提案内容の適合に関するポテンシャルを確認する想定です。	令和7年3月10日
006	評価項目及び評価基準(1/2)	1						*1実証結果	実証結果について公的認知を取得した技術のデータからの効果確認でもよろしいでしょうか。	実験プラントを除き、下水終末処理場において実際に稼働し、汚泥を処理している実プラントによるデータの場合は、実証結果について公的認知を取得した技術のデータからの効果確認でも可能とします。	令和7年3月10日
007	様式集 評価項目及び評価基準(1/2)	1						【評価項目番号3】	「提案技術を適用した事例の実証データによる実証結果」について、実プラントにおけるN ₂ Oデータは通常公表されておらず、供用開始後の公式データを添付するのは困難であると思慮致します。そのため、実プラントの試運転報告書のデータも認められるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、N ₂ Oデータは連続測定されていないため、延べ日数でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月10日
008	様式集 評価項目及び評価基準(1/2)							【評価項目番号3】	「提案技術を適用した事例の実証データによる実証結果」について、実プラントにおけるCH ₄ データは通常公表されていないため、供用開始後の公式データを添付するのは困難であると思慮致します。また、CH ₄ は一般的な連続測定の項目ではないと考えられます。その為、『下水道における地球温暖化対策マニュアル,平成28年3月,環境省・国土交通省』p34の表中「汚泥の焼却」に記載されている数値0.0000097t-CH ₄ /wet-tを用いることでよろしいでしょうか。	焼却炉施設におけるCH4の排出係数はご理解のとおりです。	令和7年3月10日
009	様式集 評価項目及び評価基準(2/2)							【評価項目番号5】	具体的な内容および評価項目(審査のポイント)の5行目に「履行した実績」とあります。これは「実稼働実績」であり、引渡前の案件については該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月10日
010	落札候補者決定基準	2	2					要求水準チェックリストの評価	要求水準チェックリストの提出方法（部数や技術提案書とまとめてか別か等）をご教示ください。	提出する技術提案書のそれぞれ（正本、副本の全て）に対し1部ずつ添付してください。	令和7年3月10日
011	様式集							様式4-2-1(1/3) 【評価項目番号1】 様式4-2-2(1/2) 【評価項目番号2】 様式4-2-3(1/3) 【評価項目番号3】	算定に用いる汚泥性状(初沈汚泥および余剰汚泥)が示されており、それらを基に焼却炉施設に投入される固形物量を試算すると約15t-ds/日です。 一方で、要求水準書p.59の実績最大脱水汚泥固形物量を試算すると約12.9t-ds/日であると考えております。 前者に基づく焼却炉施設規模では過剰設備となり事業費の高止まりが懸念されるため、焼却炉施設規模は後者をベースに事業者にて提案とし、消費電力量や燃費、温室効果ガス排出量等はその提案施設規模にて算出・提案できるという理解でよろしいでしょうか。 なお、要求水準書p.13にも焼却炉施設に関する要求事項はなく、参考値が示されるのみとなっております、上記考え方にて問題はないものと判断しております。	焼却炉施設規模は事業者にて提案とし、消費電力量や燃費、温室効果ガス排出量等はその提案施設規模にて算出・提案が可能です。	令和7年3月10日
012	様式集							様式4-2-1(1/3) 様式4-4-1(1/3) 様式4-4-1(2/3) 【評価項目番号1】	「技術評価にかかる評価項目及び評価基準」において、「消費電力の算出条件は、機器の設備容量(kW)（予備機は除く）に、運転日数・時間及び負荷率を乗じた値とする。運転日数・時間及び負荷率は、受注者提案によるものとするが根拠を明示すること。」と記載されておりますので、負荷率を考慮した提案を予定しております。他方、様式4-4-1(1/3)、様式4-4-1(2/3)の表には負荷率を記入する欄がありませんので、負荷率を追加した様式に修正をお願いします。	事業者提案による運転時間に負荷率を考慮した時間を稼働時間として記入ください。	令和7年3月10日

管理番号	資料名	頁	章	節	項	目		項目名	質問事項	回答	回答日
013	様式集							様式4-2-1(1/3) 様式4-4-1(1/3) 様式4-4-1(2/3) 【評価項目番号1】	上記の修正がない場合、様式4-4-1(1/3)、様式4-4-1(2/3)の表には負荷率を記入する欄がありません。そこで、事業者提案による運転時間に負荷率を考慮した時間を稼働時間として記入することによろしいでしょうか。	管理番号12を参照願います。	令和7年3月10日
014	様式集							様式4-2-1 【評価項目番号1】	標準設計に記載されていない脱臭設備、建築機械設備、建築電気設備は消費電力の対象に含まないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月10日
015	様式集							様式4-2-2 【評価項目番号2】	補助燃料使用量の算出は、消費電力の考えと同様に発停時の使用量は含めないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月10日
016	様式集							様式4-2-3 【評価項目番号3】	評価項目番号1と同様、脱臭設備、建築機械設備、建築電気設備は電力由来の対象に含まないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月10日
017	様式集							様式4-2-3(3/3) 様式4-4-3(1/2) 【評価項目番号3】	「維持管理業務期間開始の時点で既存焼却炉施設による供用の場合は、更新焼却炉の供用開始までの期間は、標準設計の排出量を用いて評価をするものとする。」とあります。例えば、焼却炉をある年度の9月から供用開始する場合、8月までは既設炉の数値、供用開始以降は提案値をそれぞれ日割りとして用いることによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月10日
018	様式集							様式4-2-4 【評価項目番号4】	返流水量の対象は濃縮分離液、脱水分離液、焼却排水と考えてよろしいでしょうか。	「下水道施設の改築について（令和4年4月1日 国水下事第67号 下水道事業課長通知）」別表の機械設備における中分類において、汚泥輸送・前処理設備、汚泥濃縮設備、汚泥貯留設備、調質設備、汚泥脱水設備、汚泥焼却・熔融設備、脱臭設備に該当する設備については、返流水量の対象は濃縮分離液、濃縮機洗浄水、脱水分離液、脱水機洗浄水、焼却排水とします。上記以外の機械設備を提案される場合は、そのプラント設備排水も含めるものとします。	令和7年3月10日
019	様式集							様式4-2-8 【評価項目番号8】	記載方法について「各対象設備で合計5ページ以内とする。」とありますが、濃縮脱水設備、焼却炉設備で各々最大5ページ、合計10ページまでと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和7年3月10日
020	様式集							様式4-2-8 【評価項目番号8】	濃縮脱水設備、焼却炉設備それぞれの提案数上限規定がありませんが各々複数案提案することは可能でしょうか。複数の提案が可能な場合いずれかの提案が評価されれば加点いただけると考えてよろしいでしょうか。	濃縮脱水設備、焼却炉設備それぞれの複数の提案は認めません。	令和7年3月10日